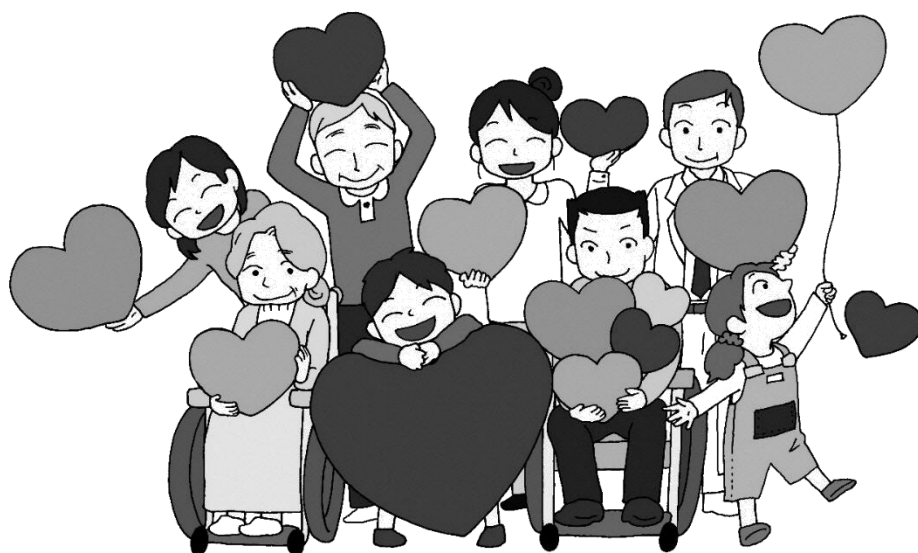


加西市人権教育及び啓発に関する推進指針



令和4年3月
加西市

(第3版 令和4年度～令和13年度)

はじめに（市長あいさつ）

加西市では、昭和42年の市制発足以来、差別や偏見がない、誰もが安心して暮らせる平和で明るいまちの実現に向け、市民の人権擁護や人権意識高揚に向けたさまざまな取組を推進してまいりました。

こうした市の姿勢を明確に打ち出すため、「部落差別撤廃宣言」（平成5年）、「ハンセン病差別撤廃宣言」（平成18年）、「男女共同参画都市宣言」（平成19年）などを行い、すべての人の人権が保障されたまちづくりを進めているところです。

また直近では、新型コロナウイルス感染症の拡大にともなう新たな偏見や差別の防止のために、令和3年4月に「加西市感染症の影響を受ける市民等の人権擁護に関する条例」を制定し、感染症に関する正しい知識の普及や感染症を起因とする新たな差別の防止に取り組んでいます。

一方、世界的な人権団体からは、わが国にはいくつかの人権課題が存在することや、男女間の格差解消が遅れている点を指摘されるなど、わが国の人権に関する取組状況に対して、国際的な評価は決して高くはないという現実もあります。

こうした状況を解消するためには、さまざまな人権課題を私たち一人ひとりが自分のこととして捉え、身近なところから差別や偏見をなくしていく取組を、地道に続けていくことが重要です。

このため、本市の人権政策の方向性を明らかにすることを目的とし、このほど「加西市人権教育及び啓発に関する推進指針」（第3版 令和4年度～令和13年度）を策定いたしました。この指針は本市の人権教育や人権啓発推進の基本方針であり、これに基づき、これからもさまざまな具体的な施策の充実に努めてまいります。

この指針を具体的で生きたものにするためには、市民の皆さまとの協働が欠かせないものと考えております。市としましては、人類愛の精神にのっとり、互いに多様性を認め合い、誰もが毎日を心豊かに楽しく暮らせるまちづくりに取り組んでまいりますので、どうか市民の皆さまの一層のご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

最後になりましたが、本指針の策定にあたり、専門的見地から熱心にご討議いただきました「加西市人権教育・啓発懇話会」の皆さまをはじめ、指針策定にご尽力いただきましたすべての関係者の方々に、心よりお礼申し上げます。

令和4年3月



加西市長 西村 和平

目 次

1 指針策定の趣旨	1
(1) 策定の背景と指針の位置付け.....	1
(2) 策定の趣旨.....	1
(3) 指針の期間.....	1
2 基本理念	2
3 国際的な動向とわが国・県の動向	3
(1) 国際的な動向.....	3
(2) わが国の動向.....	4
(3) 兵庫県の動向.....	5
4 加西市の現状と課題	6
(1) 加西市の主な取組.....	6
(2) 加西市の主な人権課題.....	8
(3) 個別の人権課題.....	9
5 全体を通じた重要な視点	17
(1) 無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）の解消.....	17
(2) メディア・リテラシーの向上.....	17
(3) 国際的動向との協調.....	18
6 人権教育・啓発の推進	19
(1) 人権教育.....	19
(2) 人権啓発.....	20
7 個別の人権課題と取組の方向	22
(1) 女性.....	22
(2) 子ども.....	23
(3) 高齢者.....	23
(4) 障がいのある人.....	25
(5) 同和問題.....	26
(6) 外国人.....	27
(7) ハンセン病患者.....	28
(8) その他の感染症.....	28
(9) インターネットによる人権侵害.....	29
(10) 性的少数者・性の多様性.....	30
(11) その他の人権課題.....	30
8 指針の推進にあたって	31
(1) 庁内の推進体制.....	31
(2) 市民・地域との連携.....	32
(3) 指針の評価・検証.....	32
参考資料	33
(1) 用語解説.....	33
(2) 日本国憲法（抄）.....	39
(3) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律.....	43
(4) 世界人権宣言.....	45
(5) 加西市人権教育・啓発推進懇話会設置要綱.....	49
(6) 加西市人権教育・啓発推進懇話会委員名簿.....	51

- ※ 法律名の表記については、原則として略称を採用しています。
- ※ 年号の表記については、原則として和暦を採用しています。ただし、国際的動向に関するものや、西暦表記の方が理解しやすいものは、西暦表記または和暦と西暦の併記としています。
- ※ 本指針の中では、「障がい」という表記を採用しています。ただし法律名や団体名・制度名などの固有名詞に関しては、元の表記に準じています。

1 指針策定の趣旨

(1) 策定の背景と指針の位置付け

加西市では、あらゆる人の人権が保障された世界の実現を目指す国際社会や国内の動向とも連携し、市民の人権擁護や人権意識高揚に向けたさまざまな取組を推進してきました。

最上位計画である「第6次加西市総合計画」(令和3年度～令和12年度)においても、「ともに活躍しまちの魅力を高める」を基本方針のひとつに掲げ、性別や年齢、国籍や障がいの有無など、さまざまな状況にある人々が共生できるまちとなるよう、「お互いを認め、尊重し合える社会の実現」を目指して、さまざまな施策を推進しているところです。

この「加西市人権教育及び啓発に関する推進指針」(第3版 令和4年度～令和13年度、以下「本指針」という。)は、総合計画にも掲げられた人権教育や人権啓発推進の方向性をまとめた基本方針という位置付けになります。

(2) 策定の趣旨

本市では、平成15年に「加西市人権教育及び啓発に関する推進指針」(第1版 平成15年度～平成19年度)を策定しました。平成20年には、これを継承・発展させるかたちで改定を行い、新たな推進指針(第2版 平成20年度～令和3年度)を策定しました。さらに第2版推進指針の策定から10年以上が経過したことから、この間の社会情勢の変化や、複雑化・多様化する人権課題等に対応するため、このほど新たに、本指針を策定しました。

(3) 指針の期間

本指針の期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

ただし、社会情勢や環境等の変化があった場合は、概ね5年で見直しを行うものとします。

2 基本理念

人権とは、すべての人が生まれながらに持っている、侵すことのできない基本的な権利であり、日本国憲法では、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」（第11条）とうたわれています。

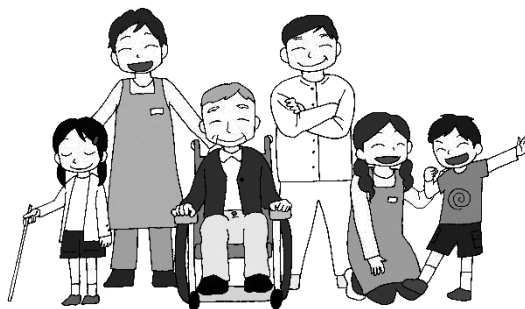
また、「人権教育・啓発推進法」（平成12年成立）では、国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発について、「学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、（中略）人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない」（第3条）と基本理念を定めています。

さらに、本市の最上位計画である「第6次加西市総合計画」では、政策の一つとして「お互いを認め、尊重し合える社会の実現」を掲げており、「性別や年齢、国籍や障がいの有無など、様々な状況にある人々が共生できるまち」の実現に取り組むとしています。

本指針はこれらに則り、すべての市民が人権尊重の精神を身に付け、多様な価値観を認め合い、互いに支え合う「地域共生社会*」「多文化共生社会*」を実現するため、以下を基本理念に定めて取組の方向に反映させます。

基本理念

互いの人権を尊重し、認め支え合う 共生のまちづくり



※文中、「*」印の付いたことばは、巻末に用語解説があります。

3 国際的な動向とわが国・県の動向

(1) 国際的な動向

人類は第二次世界大戦において多数の犠牲者を出したことなどにより、平和と人権尊重の大切さを学びました。このため国際連合（以下「国連」という。）は、人類社会の最も基本的なルールである人権保障のための国際的な基準として、「世界人権宣言」を昭和23年（1948年）の総会で採択しました。

この「世界人権宣言」をより実効性あるものとするため、国連はその後「国際人権規約」をはじめ、「人種差別撤廃条約」や「女子差別撤廃条約」「児童の権利条約」「障害者権利条約」などの人権に関する条約を採択するとともに、「国際人権年」や「国際女性（婦人）年」「国際障害者年」「国際識字年」などの国際年を定めて取組を展開するなど、国際的な人権保障に努めてきました。

また、国連は平成7年（1995年）から平成16年（2004年）にかけての10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、各国に対し国内行動計画の策定や、実効性のある人権教育の推進等を求めるなど、世界の人権政策推進の中心的な役割を果たしてきました。

「人権教育のための国連10年」の最終年となる平成16年（2004年）には、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進することを目的とした「人権教育のための世界計画」決議を採択しました。この計画は「高等教育のための人権教育」及び「教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラム」をテーマとする「第2フェーズ*」「第3フェーズ」を経て、令和元年（2019年）9月には、「第4フェーズ」の行動計画が採択されました。

「第4フェーズ」は「青少年のための人権教育」をテーマとし、青少年の人権教育の拡充や、青少年の参加とリーダーシップの奨励などを目標に、最終年の令和6年（2024年）に向けて、各国でさまざまな取組が進められています。

一方、平成27年（2015年）9月に国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ（課題）」が採択され、この中で平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標として、SDGs（エス・ディー・ジーズ）*が示されました。

SDGsは、「誰一人取り残さない」を理念に、持続可能な世界を実現するための17の目標で構成され、その中には「貧困をなくそう」「飢餓をゼロに」「すべての人に健康と福祉を」など、世界共通の人権課題が多く含まれています。

(2) わが国の動向

わが国では戦後、「日本国憲法」の基本的人権の尊重の理念に基づき、国際社会の動向とも連動しながら、国内の人権尊重・人権擁護に向けたさまざまな取組を推進してきました。

「国際人権規約」をはじめとした人権に関する諸条約を締結するとともに、国連が提唱する「国際女性（婦人）年」等の多くの国際年に積極的に取り組み、その趣旨に基づいて国内法の整備を進めてきました。

こうした中、平成9年に『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画が策定され、あらゆる場を通じて人権教育を推進することとなりました。また、平成12年には「人権教育・啓発推進法」が施行され、人権が尊重される社会の実現に向けた教育・啓発施策が推進されています。

わが国特有の人権課題である同和問題については、時限立法である「同和对策事業特別措置法」が平成14年に終了したものの、依然として偏見や差別が完全には解消されていないことから、平成28年12月に「部落差別解消推進法」が成立・施行され、地方公共団体に対しては部落差別の解消に向けて、地域の実情に応じた施策を講ずるよう求めています。

その他の人権課題については、近年、「児童虐待防止法」（平成12年）、「高齢者虐待防止法」（平成17年）、「障害者虐待防止法」（平成23年）、「障害者差別解消法」（平成25年）の制定や、「配偶者暴力防止法（DV防止法）」（平成13年）の数度にわたる改正など、深刻な人権侵害からの救済手続きが制度化されており、一定の効果をあげています。

一方で、女性、子ども・若者、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、性的少数者などをめぐる人権課題をはじめ、多くの人権に関わる問題は常に生起しています。また、昨今の排外主義的、民族差別的な主張の広がり、インターネット等を通じた深刻な人権侵害、若者の就労問題や貧困の連鎖の問題など、人権の観点から支援や取組を必要とする課題は、多様な広がりを見せています。

(3) 兵庫県の動向

県では、「兵庫 2001 年計画」における「共生ネットワーク社会づくり」の基本理念のもと、“こころ豊かな兵庫づくり”を県政の目標に掲げ、人権が尊重される社会づくりに努めてきました。

中でも、県下に甚大な被害を及ぼした阪神・淡路大震災（平成7年）や、その後の東日本大震災（平成23年）などを通じて多くの人々が気づいた命の大切さや共助の精神を糧に、県下の市町や、兵庫県人権啓発協会を中心とした関連機関・団体とのネットワーク、さらには県民とも連携して、全県一体となって課題の解消に取り組んでいます。

平成10年には、県教育委員会において「人権教育基本方針」を策定し、生命の尊厳やボランティア精神の尊さ、他者を思いやる心の大切さ等を伝えるなど、人権意識や多文化共生の精神高揚のための教育の充実に取り組んでいます。

さらに平成13年には、人権尊重に関する教育及び啓発に関する基本的な方向を示す「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」を策定し、順次改定を重ねながら、複雑化・多様化する人権課題に対応し、あらゆる人権が尊重される社会の実現を目指してさまざまな取組を推進してきました。

具体的な取組としては、平成10年から5年ごとに「人権に関する県民意識調査」を実施して人権をめぐる実態の把握に努めているほか、人権意識の向上・普及を図る「ひょうご・ヒューマンフェスティバル」等のイベント開催、広報誌「ひょうご人権ジャーナル きずな」の発行、啓発ビデオの作成など、多様な機会や媒体を活用して人権意識の高揚と定着を図っています。

また、具体的な人権侵害案件については、常設・特設の相談窓口を設けて相談を受け付け、被害者に寄り添って問題の解決にあたっているほか、個別の人権課題についてもそれぞれ専用の相談窓口を設けるなど、きめ細かな対応に努めています。

県ではこれらの取組を通じ、すべての県民が「共生の心」を培い、不当な差別がないことを実感できる社会づくりを目指しています。

4 加西市の現状と課題

(1) 加西市の主な取組

本市では、憲法が定める基本的人権尊重の精神に基づき、また、人権に関する国際社会の潮流や国・県等の動向を踏まえながら、市の最上位計画である「加西市総合計画（第1次～第6次）」において人権を市政の重要課題の一つとして位置付け、さまざまな取組を進めてきました。

市政発足から2年後の昭和44年には、「同和対策事業特別措置法」の施行にともない、教育長・公民館職員を中心に、市内小・中学校長の応援を得て同和教育懇談会を実施しました。

昭和48年には、庁内に「同和教育指導室」を設置し、翌昭和49年には各公民館に「同和教育推進室」を設けるとともに、地域内において同和教育を推進するための「同和教育指導員制度」を発足させて、同和教育懇談会を実施してきました。

その後も法改正や社会状況の変化などに合わせて同和教育・啓発のための組織体制の強化に努め、現在は「ふるさと創造部 人権推進課」が中心となり、全課及び市民との協働のもと、人権思想の普及高揚とあらゆる差別のない明るく住みよいまちづくりの実現に向け、さまざまな取組を推進しています。

また、平成5年3月には「部落差別撤廃宣言」を行い、同和問題の解消に向けて市民とともに取り組む姿勢を明確にしました。さらに「ハンセン病*差別撤廃宣言」(平成18年11月)、「男女共同参画都市宣言」(平成19年11月)など、個別の人権課題に関しても市として目指すべき方向を明らかにして、すべての人々の人権が保障されるまちづくりを推進してきました。

直近では、令和2年以降にわが国でも顕在化した新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、感染者や医療事業者とその家族、ワクチン接種に対する考え方の違いなどから、新たな人権侵害の発生が懸念されることから、令和3年4月に「加西市感染症の影響を受ける市民等の人権擁護に関する条例」を制定し、感染症に関する正しい知識の普及や感染症を起因とする新たな差別の防止に取り組んでいるところです。

具体的な取組としては、「定例人権相談」において人権に関わるさまざまな問題や悩みの解消に向けた相談を行ったり（相談は北播人権擁護委員協議会加西部会が担当）、学校教育において人権の重要性やあらゆる差別の解消に向けた教育を各教科や課外活動等を通じて行ったりしているほか、啓発ビデオの視聴や住民同士の話し合いで人権問題について考える町別の人権学習「まちかどフォーラム」の実施、市内を9地区に分けて開催する人権講話と音楽とのコラボレーションによる「地区人権学習会」、毎年8月の「人権文化をすすめる県民運動」推進強調月間に開催する「人権文化をすすめる市民のつどい」などを通じて人権意識の高揚に努め、差別や偏見がなく、すべての人々の人権が保障されたまちの実現を目指しています。

「加西市人権教育及び啓発に関する推進指針」（第2版）策定以降の
主な取組

年度	推進体制・個別課題に関する取組
平成 20	「加西市人権教育及び啓発に関する推進指針」（第2版）策定 「加西市障害者基本計画・第2期障害福祉計画」策定 「加西市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画」策定
平成 21	「加西市次世代育成支援対策行動計画（後期）－かさい子ども・子育て応援プラン－」策定
平成 22	「健康かさい 21（改訂版）」策定
平成 23	「第5次加西市総合計画 前期基本計画」策定 「第3期障害福祉計画」策定 「加西市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」策定 「加西市DV対策基本計画」を策定
平成 24	「第二次かさい男女共同参画ゆめプラン」策定
平成 26	「加西市障害者基本計画・第4期障害福祉計画」策定 「加西市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」策定 「加西市子ども・子育て支援事業計画」策定
平成 27	「第5次加西市総合計画 後期基本計画」策定 「第2次健康かさい 21」策定
平成 28	「第2期加西市DV対策基本計画」策定 「加西市手話言語条例」制定 「加西市手話施策推進計画」策定
平成 29	「第5期加西市障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」策定 「加西市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」策定
平成 30	「加西市自殺対策計画」策定
平成 31	「第2期加西市子ども・子育て支援事業計画」策定
令和 2	「加西市障害者基本計画・第6期加西市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」策定 「加西市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」策定 多言語サービスアプリ「カタログポケット」を導入、タウンミーティングを外国人向けに実施 「第2期加西市手話施策推進計画」策定
令和 3	「加西市感染症の影響を受ける市民等の人権擁護に関する条例」制定 「第三次かさい男女共同参画ゆめプラン」策定（第3期DV計画含） 「加西市人権教育及び啓発に関する推進指針」（第3版）策定

(2) 加西市の主な人権課題

①人権教育・啓発

わが国独自の人権課題である同和問題をはじめ、人権問題の根底には、根拠のない誤った歴史認識や、特定の集団や国籍、民族、宗教、地域、生活習慣など、さらには性別や性自認*、年齢、職業、学歴など個人の属性に関することに対する誤解や偏見があります。

中でも近年問題視されている「無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）*」は、家庭環境や学習環境、交友関係などによって幼いころから育まれるものであり、いったん身に付くと容易に解消できるものではありません。

こうした誤解や偏見を解消するためには、幼少期から幅広い知識と価値観を学び、多様な立場や価値観を平等・公平に評価する姿勢を身に付ける必要があります。

このため、学校教育において成長段階に応じた人権教育を実施するとともに、多様な文化やさまざまな立場の人たちと触れ合う機会を設けるなど、無意識の偏見を生み出さない取組が重要となります。

同時に、生涯学習などを通じ、すべての市民が価値の多様性を認め、万一、無意識の偏見があった場合はそれに気づいて解消できるよう、継続的に働きかけることが必要です。

本市ではこの数年、外国人住民が急速に増えている状況も踏まえ、多様な文化や価値観を認め合う人権意識の醸成は、ますます重要となっています。

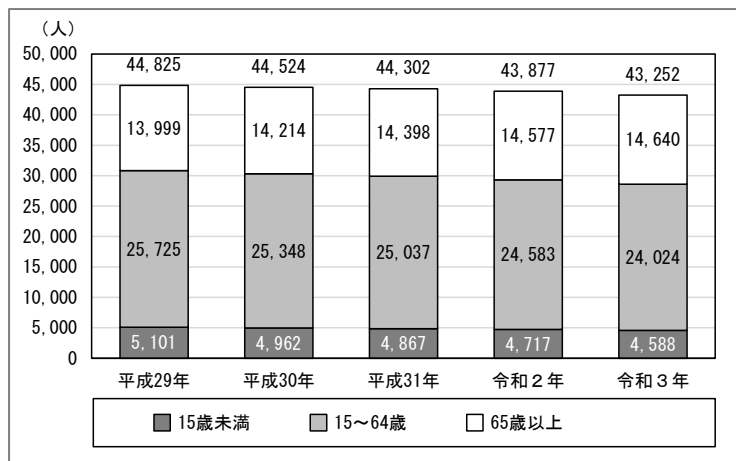
②地域共生社会の実現

本市では近年、人口の減少と少子高齢化が進んでおり、この傾向は今後も続くものと考えられます。また、人口が減少する中でも世帯数は増加しており、核家族化が進んでいます。

こうしたことから、子どもや障がいのある人、高齢者など、支援を必要とする人を家族だけで支えることが困難になりつつあります。

また、高齢者だけの世帯や高齢者のひとり暮らし世帯などの増加による地域での「孤立化」、さらに、介護する人がいなくなった後に障がいのある人を誰が支えるかとい

《近年の人口減少、少子高齢化の状況》



資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

った、いわゆる「親なき後」の課題も深刻となっています。

このため、支援を必要とする人を公的な支援とともに地域全体で支える「地域共生社会」の実現が、急務となっています。

地域共生社会とは、すべての市民が世代や背景の違いを越えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う地域社会のことです。こうした社会の実現に向けて、行政をはじめ、福祉関連団体、教育機関、医療機関、企業、ボランティアなどさまざまな主体が連携して、互いに互いを支え合う社会を築いていくとともに、個別の人権課題についても、「地域共生社会」の理念を念頭に、課題の解消に向けた取組を推進する必要があります。

(3) 個別の人権課題

①女性

国ではこれまで、国際的な動きに連動する形で「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」などの法整備が進められ、平成 11 年には、男女共同参画社会*の実現を 21 世紀の国の最重要課題と位置付け、基本理念や国、地方公共団体及び国民それぞれの責務を定めた「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

平成 12 年には、同基本法に基づいた「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の形成促進に関する施策の基本的な方向が示されました。同計画は数次の改定を経て、令和 2 年には「第 5 次男女共同参画基本計画」が策定されました。この中で、「新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響」や、「人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加」「人生 100 年時代の到来」「法律・制度の整備（働き方改革等）」「デジタル化社会への対応」などを解決・対応すべき課題として提示しています。

本市では、平成 24 年に「第二次かさい男女共同参画ゆめプラン」を策定し、「男女が互いに尊重しあい、輝くふるさと加西」という基本理念の実現に努めてきました。

この結果、男女共同参画には一定の進展が見られるものの、いまだ性別によって仕事や家事の分担が公平でなかったり、職場・団体・地域活動などでリーダー的な立場に女性が少なかったりといった課題が残っています。

また、重大な人権侵害であるドメスティック・バイオレンス(DV)*は依然として存在し、その防止も大きな課題となっています。

②子ども

国においては、平成 12 年に、児童に対する虐待の禁止等に関する施策を促進することを目的とした「児童虐待防止法」が制定されました。平成 25 年には「いじめ防止対策推進法」「子どもの貧困対策法」が成立し、いじめや貧困といった今日的な課題への対応が図られて

います。また、平成 21 年成立の「子ども・若者育成支援推進法」では、憲法と「児童の権利に関する条約」の理念に基づいた総合的な子ども・若者の支援がうたわれています。

さらに平成 24 年には「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、それにともなう「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月より始まりました。

本市においても、平成 27 年 3 月に「子ども・子育て支援法」を根拠法とし、「加西市次世代育成支援行動計画」の一部施策を継承する「加西市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画は令和 2 年に「第 2 期加西市子ども・子育て支援事業計画」として改定され、「安心して子どもを生み育てられる加西市づくり」を基本理念に、子どもの視点に立った、切れ目のない支援を提供することを目指し、さまざまな施策を推進しています。

とりわけ、男女共同参画が進む中、男女がともに仕事と子育ての両立を実現し、子育てを担うことができる環境づくりの実現に向け、待機児童の解消や、子育てをしながら働きやすい雇用・職場環境の整備、きめ細かな教育・保育サービスの提供などに注力しているところです。

一方、インターネットや SNS* 等の発達により、子どもたちが不適切な情報に触れたり、それらを通じたいじめなどの人権侵害に巻き込まれたりするといった懸念が、近年ますます高まっています。従来のいじめと異なり、インターネットや SNS 上でのいじめは顕在化しにくいことから、子どもたちが情報の真偽を正しく判断する力を養うことや、こうした媒体のはらむ危険性の認知、適切な情報発信の方法、そして何より基本的な人権尊重の精神を育成することが重要となります。

また、万一いじめや人権侵害、虐待などに遭った場合の対処の仕方や相談先の周知などについても、幼少期からの教育が必要です。

③高齢者

わが国における 65 歳以上の高齢者人口は、昭和 25 年には総人口の 5% に満たなかったものの、昭和 45 年に 7% を超え、さらに、平成 6 年には 14% を超えました。高齢化率はその後も上昇を続け、令和元年 10 月 1 日現在、28.4% (3,589 万人) に達しています。

今後も高齢化の進展が見込まれており、令和 47 年 (2065 年) には 38.4% に達して国民の約 2.6 人に 1 人が 65 歳以上になると推計されています。

こうした中、国においては、平成 18 年に「高齢者虐待防止法」が成立し、高齢者に対する深刻な権利侵害の防止と救済及び高齢者を養護する者を支援する仕組みづくりが進められています。また、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年 (2025 年) を目処に、重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らしていけるよう、「地域包括ケアシステム*」の構築が推進されています。

本市においても高齢化が進展しており、令和 3 年 3 月末現在の高齢化率は 33.8% と高い水準にあります。

このため、「加西市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」(令和 4 年度時点で第 8 期) を策

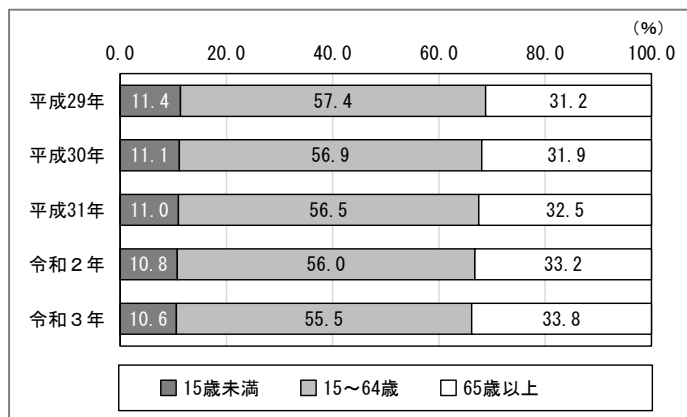
定し、すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現へ向け、市民との協働による地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

中でも、健康寿命の延伸・介護予防、高齢者の生きがいづくり、認知症対策、介護サービスの質の向上などを重要な施策と位置付け、対策の強化を図っているところです。

また、地域包括支援センターが核となり、介護・福祉・健康・医療などさまざまな分野の専門家や団体等が連携して、高齢者の福祉・健康の向上や権利擁護、相談支援などの取組を包括的・継続的に行っています。

一方で高齢者に対する家庭内・施設内等での虐待行為が全国的に問題となっており、虐待防止に向けた現状把握や啓発の推進、地域の人も参画した虐待の早期発見、相談・支援体制の充実などが、重要な課題となっています。

《年齢3区分別人口構成比の推移》



資料：住民基本台帳（各年3月末時点）
端数処理のため、合計が100.0%にならない場合がある。

④障がいのある人

平成18年に国連総会で採択された「障害者権利条約」の批准に向けた国内法の整備は、わが国の障がい者施策に世界的な水準の理念・原則を導入するきっかけとなりました。

とりわけ、平成23年に改正された「障害者基本法」においては、障がいの定義について、従来の、個人の機能障がいに着目したもの（医療モデル*）から、社会的な事物、制度、意識、慣行などのために生活に制限がある状態（社会モデル*）へと転換し、社会的障壁の除去に重点が置かれることとなりました。

また、平成23年に「障害者虐待防止法」、平成24年に「障害者総合支援法」、平成25年には「障害者差別解消法」が成立し、これら一連の国内法の整備を経て、平成26年1月に、「障害者権利条約」を批准しました。

さらに、平成28年の「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、障がいのある人の多様なニーズに対応するための新たなサービスが創設されたほか、障がいのある児童に対するサービス提供体制の構築を目的とした「障害児福祉計画」の策定が市町村に義務付けられるなど、障がいのある人に対する福祉サービスの向上が図られています。

本市においては、平成16年に「新・加西市障害者福祉基本計画」を、平成18年には「第1期加西市障害福祉計画」を策定し、具体的な目標を定めてさまざまなサービスの提供に努めてきました。

また、「児童福祉法」等の改正にともない、平成30年3月には「第1期加西市障害児福祉

計画」を策定し、障がいのある児童に対する支援の拡充に努めてきました。それぞれの計画は改定を重ね、現在は「加西市障害者基本計画・第6期加西市障害福祉計画・第2期加西市障害児福祉計画」に基づき、障がいのある人が自分らしく安心して暮らせるまちづくりに向け、さまざまな施策を推進しているところです。

さらに、平成28年9月には「加西市手話言語条例」が制定され、これに基づき平成29年3月に「加西市手話施策推進計画」を策定しました。この計画は令和3年3月に改定され、「第2期加西市手話施策推進計画」へ継承されています。

障がいのある人が個性や能力を発揮していきいきと暮らすためには、それを阻んでいる物理的な障壁の排除・改善に加え、人々の心の中にある偏見の解消や理解の促進が欠かせません。

このため、学校教育や生涯学習などを通じて障がいのある人への理解を深めるとともに、令和3年5月に改正された「障害者差別解消法」ですべての事業者に義務付けられている合理的配慮の提供について、事業者のみならずすべての市民が理解し実践できるような人権意識を醸成することが重要となります。

引き続き、道路や建物・施設などのバリアフリー化に加え、偏見や差別をなくすという意味でのバリアフリー化も一層進める必要があります。

⑤同和問題

日本独自の人権課題である同和問題に関し、昭和40年の同和对策審議会答申（同対審答申）は、同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であると指摘しました。その精神を踏まえて、国では昭和44年に施行された「同和对策事業特別措置法」やそれを引き継いだ「地域改善対策特別措置法」「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」などに基づき、30年以上にわたって、さまざまな特別対策に取り組んできました。

これにより、「実態的差別」の解消に相当な進展が見られましたが、偏見や差別意識については、情報化の進展にともなって、最近ではインターネット内に差別的な書き込みがなされるなど、部落差別に関する状況に変化が生じています。

平成28年に成立した「部落差別解消推進法」では、今なお部落差別が存在すると明記されており、部落差別の解消に関する教育及び啓発の必要性が示されています。

本市においては、昭和42年の市政発足以来、同和問題の解決に向けた差別解消の取組を進めてきました。昭和43年からは、社会教育関係団体の幹部に対する同和研修に取り組むとともに、昭和44年度に発足した「加西市同和教育協議会」（現・加西市人権教育協議会）において、同和問題をはじめあらゆる人権課題について、教育及び啓発を進めています。

これらの結果、同和問題についての市民の正しい認識は着実に定着しつつある一方、部落差別を「しない」「させない」「許さない」という意識を持ち行動することについては、依然として、課題が垣間見られるのが現状です。

また近年は、インターネットやSNS等を通じて差別的な情報を流布するなどの行為も発生し、大きな問題となっています。このため、同和問題に関する正しい知識の普及や人権意識の高揚、さらにはメディア・リテラシー*の向上に向けた啓発等の取組が、引き続き重要な課題となっています。

⑥外国人

わが国の国際化の進展にともない、本市においても外国人住民が年々増加しており、令和3年3月末時点でその人数は1,355人と、人口の3%近くを占めています。

これらの中には、慣れない日本語や生活環境・文化の中で誤解を受けたり、戸惑ったり、孤立を感じている人たちがいると考えられることから、外国人住民がその国籍や宗教、文化、生活習慣等を尊重され、等しく人権を保障されるまちをつくるのが、重要な課題となっています。

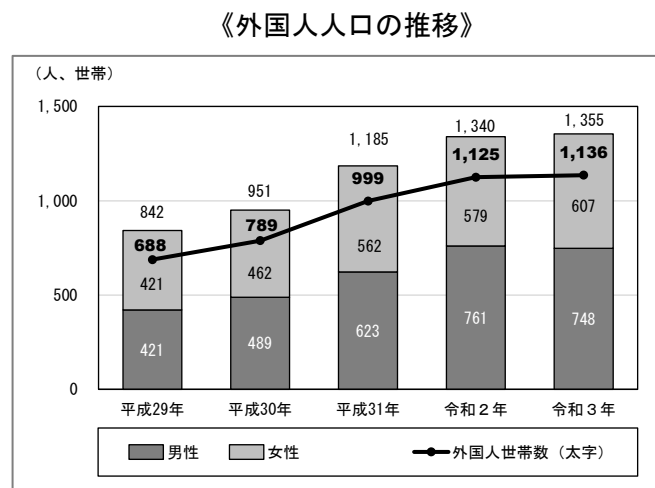
また、日本語の修得が不十分なために、日常生活に支障をきたし、万一の災害発生時などに必要な情報が入手できず十分な救済を受けられないといった状況も危惧されます。

一方、従来からわが国に居住する在日韓国・朝鮮人等の永住者については、歴史的な経緯などから偏見を抱いている人が一定数存在するだけでなく、国家間の関係が悪化すると、在日韓国・朝鮮人等に対する市民感情も悪化する傾向にあります。

過激な排外主義を主張する団体がインターネットやSNS等を通じて差別を助長するような言動を繰り返しており、これに対し平成28年に「ヘイトスピーチ*解消法」が制定されました。現在、ヘイトスピーチに対する国民の関心が高まり、ヘイトスピーチは許されないものであるとの意識が社会の中で共有されつつあります。

このため、国籍や宗教、言語、文化、生活習慣の違いなどを理由に外国人が差別的な扱いを受けることのないよう、すべての市民が多様な価値観を互いに理解し合い認め合う人権意識を醸成し、多文化共生社会の実現に努めることが重要となっています。また、市の情報発信の多言語化や、外国人住民に向けた日本語教室の開催など、外国人住民の孤立化を防ぎ、地域の中で安心して暮らせるための取組も必要です。

中でも災害など緊急事態に備えるために必要な情報や、避難時に必要な情報など、命に関わる情報については、国籍や言語にかかわらずすべての住民に共有される必要があります。



⑦ハンセン病患者

感染症の一種であるハンセン病は、わが国においては毎年数名の新規患者が発生する程度で、効果的な治療薬も存在することから、国立感染症研究所は「過去の病気になってきている」としています。

しかし過去においては、「らい予防法」（平成8年に廃止）に基づくハンセン病患者の隔離などの不適切な扱いや、誤った知識による偏見など、患者とその家族は多大な苦痛を強いられてきました。

こうした経緯もあり、「らい予防法」の廃止から25年が経過した現在においても、ハンセン病患者に対する偏見が、一部に残っていることも考えられます。

本市では、平成18年11月に「ハンセン病差別撤廃宣言」を行い、かつての国立療養所（隔離施設）を訪問する人権バスツアーを実施したり、元入所者との交流の機会を設けたりするなど、偏見の解消と正しい知識の普及に努めてきました。

今後とも、ハンセン病に関する正しい知識の普及に努め、患者や元患者とその家族の人権侵害を防ぐための啓発が、重要となっています。

⑧その他の感染症

令和元年末に中国武漢市で顕在化した新型コロナウイルス感染症は、翌令和2年1月に日本でも感染者が発生し、その後全国的に拡大しました。

これにともない、インターネットやSNS上では誤った情報が氾濫し、感染者に対する偏見や差別的な書き込みも見られます。

また、コロナ禍に対する国・自治体の対策や、個人の行動様式、ワクチン接種に対する個人の判断・姿勢などについて意見の相違や対立があり、それらが互いに誹謗・中傷を繰り返す一因ともなっています。

こうした状況を踏まえて本市では、令和3年4月に、感染症を理由とした差別のない地域社会の実現を目指して、「加西市感染症の影響を受ける市民等の人権擁護に関する条例」を制定し、コロナ禍による新たな人権侵害の防止に努めています。

しかし、コロナ禍が収まってもこうした偏見や差別はすぐには解消されないと考えられることから、今後もコロナ禍に関する正しい知識の普及に努め、感染者とその家族、感染者が出た事業所・団体・集団などに対する偏見や差別の防止と解消を図ることが重要となっています。

また、コロナ禍による失業や収入減、増加するDV被害なども大きな問題となっており、経済的な支援策やDV被害者に対する救済策などの充実も、重要課題となっています。

中でも、令和2年11月の緊急提言で国が示した通り、コロナ禍による深刻な影響は特に女性に集中していることから、コロナ禍で経済的・精神的に困難な状況を抱える女性への手

厚い支援が必要です。

ヒト免疫不全ウイルス（HIV）*や、HIV感染によって引き起こされる後天性免疫不全症候群（エイズ）*については、1980年代に世界的に感染が急拡大し、適切な治療法がなく発症すればかなりの確率で死に至ることから、感染拡大とともに感染者に対する差別や偏見も、世界中で拡散しました。

現在では正しい知識の普及と、感染しても発症を抑える治療方法が進歩したことなどにより、世界的にはHIV新規感染者数もエイズによる死亡者数も、減少傾向にあります。

わが国においても、HIV新規感染者数、エイズ患者数ともに落ち着きを見せていますが、新規感染者の発生がなくなったわけではなく、令和元年の全国の新規HIV感染者の報告数は891件（厚生労働省エイズ動向委員会）となっています。

このため、HIV感染を防ぐための正しい知識の普及に努めるとともに、感染者やエイズ患者に対する偏見や差別をなくすための啓発活動が、引き続き必要です。

⑨インターネットによる人権侵害

インターネットやSNS等の普及は情報の発信・入手・共有を容易にしたり、決済の利便性を向上させたりするなど、私たちの生活を豊かにしました。

しかしその反面、匿名性を悪用した他人への誹謗・中傷、根拠のないうわさ、個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な書き込みや映像の公開など、インターネットを通じた人権侵害の事例は後を絶ちません。

中には、同和地区を特定して探訪する動画や、特定の民族・集団の排除を呼びかけるものなど、深刻な問題を含むものも少なくありません。

同様に、インターネットやSNS等を通じた児童ポルノの流通、子ども同士のいじめや“仲間外し”なども発生しており、子どもの人権が侵害され、子どもたちの心に傷を残す事態となっています。

ひとたびインターネットに掲載された文書や画像・映像などのデータは、コピーされて幅広く流布されることで、誰もが閲覧できる状態で半永久的に残り続けることになるため、被害を受けた人は将来にわたって永く苦しむことになるなど、重大な人権侵害と言わざるを得ません。

国では法務省を中心にインターネット等による人権侵害をなくすための啓発活動を行っているほか、被害者には対応の仕方を伝え、本人に代わって法務局が情報の削除を要請するなどの取組を進めています。

しかし、こうした不適切な情報を一掃することは困難であるため、インターネットやSNS等の正しい取り扱い方や、情報の正誤を見分ける力などを、幼少期より育むことが重要となっています。

同時に、コンピューターネットワークやインターネット等を通じて個人情報漏洩・拡散

しやすい環境となっていることから、「加西市個人情報保護条例」（平成 17 年制定）に基づき、個人情報の適切な管理に努める必要があります。

⑩性的少数者・性の多様性

性のあり方は、生まれながらの生物学的な性だけにとどまらず、個人により性的指向（恋愛対象となる相手の性別）や性自認（自分の性に対する感じ方）が異なり、さらにさまざまな組み合わせが存在します。

性的指向が男女間に限定されない人たちや、肉体的な性別と自分が感じる性別が一致しない人たち（性同一性障害）を性的少数者またはLGBTQ+（エル・ジー・ビー・ティー・キュー・プラス）*などと呼び、最近ではマスメディア等においてもその人権について報道されるなど、一定程度、認知が進んでいると考えられます。

性同一性障害については、「性同一性障害特例法」（平成 15 年成立）により、戸籍上の性別の変更が部分的に認められるようになりました。さらに同法は平成 20 年に改正され、性別変更の要件が緩和されています。

一方で、性的少数者に対する揶揄・侮蔑的な表現が、さまざまなメディアの中でも公然と繰り返されており、差別的な意識は依然として社会に根づいています。

このため、多様な価値観を認め合う社会づくりの一環として、多様な性のあり方を認める人権意識の醸成や、性的少数者に対する差別や偏見の解消が、大きな課題となっています。

⑪その他の人権課題

このほか、刑を終えて出所した人や犯罪被害者、北朝鮮拉致被害者、独自の歴史や文化を持つアイヌの人々、難病患者の人たち、ホームレスの人たちなど、さまざまな人たちに關する差別や偏見が存在します。

また、時代や環境の変化とともに新たな人権課題が発生したり、顕在化していない人権課題が存在することも考えられます。

このため、新たに発生した人権課題には速やかに対応するとともに、人権の意味やその重要性、さまざまな価値観を認め合う多文化共生の考え方などを市民が広く共有できるよう、生涯を通じた地道な教育・啓発活動の推進が強く求められています。

5 全体を通じた重要な視点

社会情勢や時代背景等を勘案し、すべての取組に共通して配慮すべき重要な視点として以下の3点を定め、取組の方向に反映させます。

(1) 無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）の解消

差別意識の根底には、誤った歴史認識や根拠のない思い込みなど、無意識のうちに身に付けた偏見が存在します。

例として、「男性（女性）は〇〇が得意」「男性（女性）は〇〇するもの」などといった思い込みがあげられます。

こうした無意識の偏見は、成長過程で形成されるものであり、いったん思い込むと、その解消は困難となります。

このため、学校教育等において幼少期から他人を尊重する気持ちを育てるとともに、成長に合わせて正しい歴史認識や知識・教養を身に付け、多様な価値観を認め合う精神を育成し、無意識の偏見を生じさせないような教育を推進する必要があります。

また、生涯学習や広報などを通じて正しい情報を発信し、無意識の偏見に気づき、改めるきっかけを提供することも重要となります。

(2) メディア・リテラシーの向上

近年の大きな課題として、情報化社会の急激な進展による社会や人の生活への影響があげられます。

中でもインターネットやSNS等の通信・コミュニケーション手段の発達とその普及は、私たちの生活に多くの利便性向上をもたらした反面、それらを悪用した差別的言説の拡散や、科学的根拠をとまなわない誤情報や偽情報、意図的に人を貶める誹謗・中傷、個人情報などが、匿名性のもとに簡単に発信され流布される環境となっています。

このため、インターネット上の情報の正誤を見極める力を身に付けるとともに、自身が不適切な情報の発信者・拡散者とならないよう、インターネット等を利用する際のモラルやマナーなどについても、幼少期から熟知し実践できるよう教育や啓発が重要となります。

(3) 国際的動向との協調

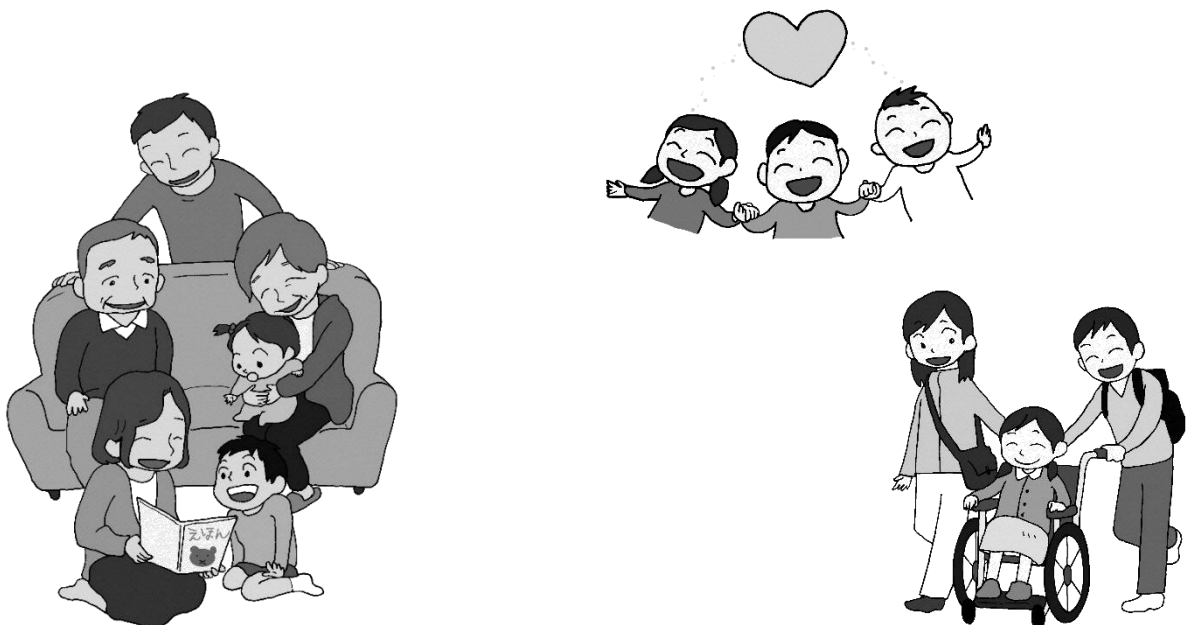
国際的な人権NGO（非政府組織）であるアムネスティ・インターナショナル*は国連に提出した報告書で、日本における数々の人権課題や問題点を指摘しています。

また、世界経済フォーラム*が令和3年（2021年）に発表した「ジェンダーギャップ指数*」の日本の順位は156か国中120位と、先進国の中では最低レベル、アジア諸国の中でも韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果となりました。

日本の人権状況に対する国際的評価は決して高いとは言えず、こうした指摘を真摯に受け止めて改善を図ることや、国際的な動向を把握して方針や施策に反映することは、本市においても重要となります。

また、公平で持続可能な世界の実現を目指す国際的な取組であるSDGsには、全部で17ある目標の中に「貧困をなくそう」「ジェンダー平等を実現しよう」「人や国の不平等をなくそう」「平和と公正をすべての人に」など、人権とも深く関連するものが含まれています。

日本もこの取組を国をあげて推進していることから、SDGsの理念や目標、取組内容等を市民が理解し、企業や団体・個人レベルで国際的動向と連携した取組が実践されるよう、SDGsに関する啓発や、市民の自発的な取組に対する支援などが重要となります。



6 人権教育・啓発の推進

さまざまな人権課題の解決のためには、すべての市民が人権の尊さや重要性を理解し、自分もまた、無意識の偏見を抱いているかもしれないという認識を持つことが重要です。

その上で、人権課題と偏見の解消に向け、自らが積極的に行動しようという姿勢を身に付けることが、地域共生社会の実現に向けて望ましい姿となります。

このような人権意識が高まるよう、人権に関する正しい情報の提供と、人権意識の向上に向けた生涯にわたっての教育・啓発に努めます。

※人権教育・啓発については、「人権教育・啓発推進法」で、以下の通り定義されています。

「この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。」（第2条）

（1）人権教育

①学校教育において

主な取組の方向	<ul style="list-style-type: none">● こども園、小・中・特別支援学校において、命を大切にすることや、他人を思いやり尊重する気持ち、自身の個性に自信を持って大切にしようとする気持ちなどが育まれる保育・教育を、成長過程に合わせて推進します。● 小・中・特別支援学校において、人権の意味や大切さを知り、自身と他人の人権を尊重する気持ちや、価値観の多様性やそれを等しく尊重する姿勢、正義感や公平性、さらには人権に関わる正しい歴史認識などが身に付くよう、学齢に応じた教育を推進します。● 小・中学校において、障がいのある人など、さまざまな立場の人との交流の機会を設け、偏見をなくしてさまざまな立場の人たちとの共生の精神を育みます。● こども園、小・中・特別支援学校において、自分がいじめや人権侵害、虐待等に遭った場合の救援要請の出し方や、身近ないじめや人権侵害に気づいた場合の対処の仕方について、成長過程に合わせて教育を行います。● 保育・教育を担う保育教諭等や教職員に対し、正しい人権意識を身に付けるための研修等を実施します。● インターネットやSNS等の適切な活用法やその危険性について、学校教育を通じて周知を図ります。
---------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

②生涯学習において

主な取組の方向	<ul style="list-style-type: none">● 公民館等において、人権意識の高揚に向けた講座やセミナー、イベント、さまざまな立場の人との交流の場などを生涯学習の一環として開催し、多くの人に参画していただけるよう努めます。● 地域共生社会の理念について市民の理解が深まるよう、啓発に努めます。● 防災訓練などの機会を通じ、互いに支え合うことの大切さを周知します。● 各種相談窓口と支援策の周知に努め、周りに困っている人がいたら誰でもアドバイスができるような環境づくりに努めます。● 行政と市民が一体となり、互いに支え合う地域共生社会の実現に向け、連携体制の構築や、啓発活動を推進します。● 家族で人権について話し合う機会が増えるよう、必要な情報の提供や、図書館等での関連資料の充実に努めます。
---------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 人権啓発

①家庭において

主な取組の方向	<ul style="list-style-type: none">● 保護者が子どもの人権を尊重し、子どもの命や健康を守り、子どもの適性や個性を育むような子育てができるよう、啓発に努めます。● 保護者が自信を持って子育てができるよう、正しい情報の発信や実践の場の提供などを通じ、子育てを支援します。● 家庭において男女共同参画が推進されるよう、情報提供や啓発に努めます。● 家族で人権について話し合う機会が増えるよう、必要な情報の提供や、図書館等での関連資料の充実に努めます。(再掲)
---------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

②地域社会において

主な取組の方向	<ul style="list-style-type: none">● 公民館等において、人権意識の高揚に向けた講座やセミナー、イベント、さまざまな立場の人との交流の場などを生涯学習の一環として開催し、多くの人に参画していただけるよう努めます。(再掲)● 自治会、自主防災組織、PTAなどにおいて、男女共同参画が推進されるよう、働きかけを行います。● 行政と市民が一体となり、互いに支え合う地域共生社会の実現に向け、連携体制の構築や、啓発活動を推進します。(再掲)
---------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

③企業や職場において

主な取組の方向	<ul style="list-style-type: none">● 企業や職場において、すべての従業員の人権が保障されるとともに、事業者や従業員の人権意識が向上するよう、必要な情報や研修等の機会の提供に努めます。● 従業員の採用に際し、国籍や出身地、性別、年齢、障がいの有無などによって不当・不公平な扱いがないよう、また採用後もすべての人が公平な条件で雇用されるよう、事業者等に働きかけます。● 職場における男女共同参画やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）*が推進されるよう、企業や団体に対し、働きかけを行います。● 障がいのある人の雇用が促進され、雇用後も快適に就労が継続・定着できる環境が保障されるよう、企業や団体に対して働きかけを行います。● 障がいのある人が就労後も長く勤務を続けられるよう、就労支援専門員*を配置するなど、就労定着に向けた支援を行います。● 「障害者差別解消法」によって義務付けられた、障がいのある人に対する合理的配慮の提供について、事業主に徹底されるよう啓発に努めます。● 職場におけるセクシュアル・ハラスメント*やパワー・ハラスメント*等の防止に向けた取組が推進されるよう、企業や団体に対して啓発活動を行います。
---------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

④市役所庁内において

主な取組の方向	<ul style="list-style-type: none">● すべての職員・教職員が高い人権意識を身に付けるよう、研修等の充実に努めます。● 市の情報発信について多言語化を進めるとともに、音声、点字、わかりやすい日本語など、さまざまな発信手段を工夫して、誰にでも伝わりやすい情報提供に努めます。● 庁内においてセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等のいじめ行為が発生しないよう、研修等を通じて職員の意識向上を図るとともに、万一被害に遭った職員については、相談窓口を設けるなどの支援策の充実に努めます。● 職務において個人情報の適切な管理が徹底されるよう、職員に対する教育・研修の充実と、管理体制の強化を図ります。
---------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



7 個別の人権課題と取組の方向

(1) 女性

男女共同参画を推進するためには、「男性（女性）は〇〇が得意」「男性（女性）は〇〇するもの」などといった無意識の偏見の解消や、古くからの慣習やしきたりなどの見直しが重要となります。

また、就職や雇用条件、企業や団体等での地位、家庭での役割分担などにおいて、女性が不当に扱われたり、女性だけに負担が偏っていたり、職場・団体・地域活動などさまざまな場でリーダー的な立場に女性が少ないなどといった現実もいまだ存在します。

このため、教育や啓発を通じて無意識の偏見を解消するとともに、女性が能力に応じて十分に活躍できる環境が整うよう努めます。

主な取組の方向	<ul style="list-style-type: none">● 市のホームページをはじめ、広報誌、男女共同参画啓発誌、さらには講演会、セミナー、フォーラム、イベントなどさまざまな媒体や催事を通じ、男女共同参画の視点に基づく人権啓発を行います。● 学校教育において、年間指導計画に基づき、男女共同参画の視点を含む人権教育を実施します。● 保育教諭等や教職員に対し、男女共同参画の視点を含む人権意識を高揚するための研修を行います。● 生涯学習において、男女共同参画の視点を含む人権学習の充実を図ります。● 女性の就労、再就労、起業、就労環境の改善などに努めるとともに、女性の職業能力の向上を支援します。● 職場においてセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の被害に遭った人に対する、相談支援体制の充実を努めます。● 育児支援や介護支援の充実を図り、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。● DVの防止に向け、啓発活動を行うとともに、警察や関係機関等との連携を強化し、被害者への相談支援体制の充実を図ります。● 市やその関連機関、自治会、自主防災組織、PTAなどにおいて、政策方針決定過程への女性の参画が進むよう努めます。● 市職員の有給休暇の取得を促進するとともに、育児休業等が取得しやすい環境づくりに努め、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。
---------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 子ども

子どもは、確固たる価値観が定まっておらず、不適切な情報に触れるとそれをそのまま受け入れてしまう可能性があります。

同時に子どもは、虐待などの人権侵害を受けやすい立場であり、被害を受けてもそれを回避・解消するための知識に乏しいという側面もあります。

このため、幼少期から成長過程に合わせ、人権意識を身に付けるための適切な教育を推進するとともに、虐待防止に向けた取組や、悩み等の相談・支援体制の充実を図ります。

また、インターネットやSNS等との正しい付き合い方など、メディア・リテラシーの向上に向けた教育を推進し、情報化社会におけるいじめや人権侵害の防止に努めます。

主な取組の方向	<ul style="list-style-type: none">● 子どもには確固たる人格や個性があり、保護の対象ではなく権利の主体であるという「児童の権利に関する条約」の趣旨が広く市民に共有されるよう、啓発に努めます。● 「加西市教育振興基本計画」「加西市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て支援サービスの充実に努め、保護者の負担軽減、孤立化防止、ワーク・ライフ・バランスの推進などを図ります。● スクールソーシャルワーカー*の配置を進めるなど、学校において子どもの悩みなどに適切に対処できる体制の充実を図ります。● 保護者が自信を持って子育てができるよう、正しい情報の発信や実践の場、相談の場等の提供などを通じ、子育てを支援します。● 児童に対する殴る蹴るなどの身体的な虐待や、性的虐待、育児放棄、いじめ等の防止に向けた啓発活動や相談支援体制の充実を図るとともに、加害者・被害者双方に対する支援の充実に努めます。● こども園、小・中・特別支援学校において、自分がいじめや人権侵害、虐待等に遭った場合の救援要請の出し方や、身近ないじめや人権侵害に気づいた場合の対処の仕方について、成長過程に合わせて教育を行います。(再掲)● 「児童福祉法」により、すべての国民に課せられた児童虐待の通告義務について、啓発活動を通じて周知に努めます。
---------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 高齢者

高齢者数の増加と高齢化率の上昇が続く中、高齢者の人権が保障されるためには、高齢者自身がいつまでも健康で生きがいを感じながら自立して暮らせるような環境づくりや、介護を必要とする人へのサービスの充実、介護する人の負担軽減などが重要となります。

このため、健康寿命の延伸に向けた保健・医療体制の充実や、高齢者の働く場や学習・娯楽の機会の充実などに加え、介護保険事業などを通じた支援体制の充実、地域全体で高齢者を

支える地域包括ケアシステムの充実などに努めます。

また、高齢者が安心して暮らすことができるよう、高齢者に対する虐待防止に向けた取組や、特殊詐欺や悪徳商法等に巻き込まれないための啓発、被害者に対する相談支援体制の充実などにも注力します。

主な取組の方向	<ul style="list-style-type: none">● 「加西市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者自身が役割や生きがいを持って住み慣れた地域で暮らせるまちづくりを推進します。● 健診や体操、正しい食生活などを通じて、高齢者が生涯にわたって健康で暮らせるよう、高齢者の心身の健康増進に向けた取組の充実にも努めます。● 高齢者の自立と生きがいづくりに向け、就労やボランティア活動など社会参加の場づくりに努めるとともに、運動やレクリエーション、学習等の機会の充実を図ります。● 高齢者を支える人材の育成にも努めます。● 地域での孤立化を防ぐため、高齢者と地域住民との交流の機会の充実にも努めます。● 高齢者に対する虐待を防止するための啓発活動の充実を図るとともに、関連機関・団体の連携により、虐待の早期発見、早期救済にも努めます。● 認知症の予防に向けた取組の充実を図るとともに、地域全体で認知症の人を見守る体制の強化にも努めます。また、認知症についての正しい知識が広く市民に周知されるよう、啓発や学習機会の充実にも努めます。● 成年後見制度*をはじめ、高齢者の権利を擁護する制度やサービス等の周知を図り、支援を必要とする人が円滑に制度やサービス等を利用できるよう努めます。● 特殊詐欺や悪質商法、消費者トラブルなどの被害を防止するため、啓発や情報提供にも努めます。また、万一被害に遭った場合は、問題解決に向けた支援にも努めます。● 地域包括支援センターの機能の充実を図り、医療・介護の専門職を含む関係機関・団体等との連携で、地域包括ケアシステムの充実にも努めます。● 高齢者が住み慣れた地域で自立して日常生活を送れるよう、介護サービスの充実にも努めます。● 介護する家族に対する支援として、家族同士の交流づくりや、介護に関する情報提供や相談支援体制の充実にも努めます。● 民生委員・児童委員や自治会などと連携し、高齢者夫婦のみの世帯や高齢者のひとり暮らし世帯の見守りなど、孤立化防止に向けた取組を推進します。● 支援を必要とする高齢者を計画的・効果的にサポートするため、介護サービスの質の向上と介護保険事業の適正な運営にも努めます。● 市の関連施設等のバリアフリー化を進めるとともに、民間施設においてもバリアフリー化が推進されるよう働きかけ、ユニバーサルデザイン*の考えに基づくまちづくりを推進します。
---------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(4) 障がいのある人

障がいのある人の人権が保障されるためには、障がいのある人に対する無理解や偏見を解消し、ともに地域社会を支える主体であるという認識を、すべての市民が共有する必要があります。

このため、障害福祉サービスなどの公的な支援の充実を推進するとともに、障がいのある人の特性やニーズに関する啓発などを通じて市民の理解を深め、支援を必要とする人がいれば、誰でも手を差し伸べることができる環境づくりに努めます。

また、障がいのある人に対する虐待を防止するため、市民の人権意識の高揚や、家族の介護負担やストレスの軽減に向けた取組、事業者等に対する働きかけなどを行います。

さらに、障がいのある人の障壁となっている道路や施設、情報発信の方法などを見直し、誰にとっても暮らしやすく、移動や施設・情報等の利用がしやすいまちづくりを推進し、障がいのある人が自立して暮らせるよう努めます。

<p>主な取組の方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「加西市障害者基本計画」「加西市障害福祉計画」「加西市障害児福祉計画」に基づき、障がいのある人もない人も、互いに認め合い支え合い、安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。 ● 小・中学校において、インクルーシブ教育*を推進するとともに、障がいのある人をはじめ、さまざまな立場の人の人権を尊重する教育を推進し、互いの理解を深め、ともに支え合う共生の精神を育みます。 ● 加西特別支援学校において、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、本人や保護者の願いに寄り添った、きめ細かな指導や支援を行い、校訓である「明るく、強く、自立する子」の育成に努めます。 ● 成年後見制度をはじめ、障がいのある人の権利を擁護する制度やサービス等の周知を図り、支援を必要とする人が円滑に制度やサービス等を利用できるよう努めます。(再掲) ● 障がいのある人への無理解・偏見の解消や虐待等の防止に向け、市のホームページや広報誌、講演会、イベントなど、さまざまな媒体や機会を通じて啓発に努めるとともに、関連団体や事業者等への働きかけを行います。 ● 「障害者虐待防止法」等を踏まえ、関係各機関と連携しながら、加西市障害者虐待防止センターにおいて、障がいのある人に対する虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。 ● 障がいのある人の雇用が促進され、雇用後も適切な雇用環境が保障されるよう、企業や団体に対して働きかけを行うとともに、市としても障がいのある人の雇用促進に努めます。 ● 「障害者差別解消法」によって義務付けられた、障がいのある人に対する合理的配慮の提供について、事業主に徹底されるよう啓発に努めるとともに、市民にもその趣旨や具体的な対応が周知されるよう努めます。
----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

主な取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> ● 市の情報発信や窓口対応等について、多様な障がいの状況に対応した多彩な情報発信・情報交換手段を工夫します。 ● 障がいのある人が生きがいを持って暮らせるよう、交流活動や文化芸術活動、スポーツ等を行う機会や環境の充実に努めます。 ● 成年後見制度や障害福祉サービスをはじめ、障がいのある人の権利を擁護し、生活を支援する制度等について、周知に努めます。 ● ボランティアなど、障がいのある人をサポートする人材の育成に努めます。
---------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(5) 同和問題

「部落差別解消推進法」が明示した通り、部落差別は今なお存在する重大な人権侵害です。同和問題の解決のためには、人権意識の高揚や、正しい歴史認識、誤った情報や不適切な情報を見極めてそれに惑わされない力などが重要となります。

中でも近年は、インターネットやSNS等を通じた悪質な差別的書き込みや、同和地区を特定する動画が公開されるなど、同和問題に関する状況に変化が生じています。

このため、こうした不適切な情報に子どもたちが惑わされないよう、学校教育を通じて子どもたちの基本的な人権意識を育むとともに、同和問題の歴史的背景など、正しい知識の普及に努めます。

さらに、生涯を通じて誤った情報や偏見を身に付けることがないよう、また、残念ながらそうした誤情報や偏見を持ってしまった人はそれらを解消できるよう、広報や生涯学習などを通じて啓発を継続します。

深刻な人権侵害については、国や県、関連機関などと連携し、問題の解決に向けた取組を推進します。

主な取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育を通じて、同和問題に関する正しい歴史認識や知識などを、成長過程や学齢に合わせて実施します。 ● 生涯学習や広報・イベントなど、あらゆる機会を通じて、同和問題に関する正しい歴史認識や知識などの周知に努めます。 ● 従業員の採用に際し、出身地などの身元調査を行ったり、出身地などを理由とした不当・不公平な扱いがなされたりしないよう、事業者等に働きかけます。 ● 結婚等に際し、出身地などの身元調査を行い、出身地などを理由とした差別が起こらないよう、啓発に努めます。 ● 学校教育や生涯学習等を通じ、市民のメディア・リテラシーの向上に努めます。 ● 人権侵害に関する相談窓口の周知に努めるとともに、悪質な人権侵害については、国や県、関係機関などと連携して、その解決と被害者の救済に努めます。
---------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(6) 外国人

本市において外国人が増加する中、不自由な日本語や異なる宗教、文化、常識、生活様式などにより、それらの人たちが誤解や偏見、差別を受けやすいという懸念があります。同時に、慣れない環境の中で生活に不自由を感じたり、不安や孤立感を抱えたりする人がいるとも考えられます。

在日韓国・朝鮮人住民に対しては、インターネットやSNS等を通じて排外主義的な主張や動画が拡散されるなどされていますが、社会全体の人権意識を高め、そのような言動が許されないのだという意識を広く深く社会に浸透させることが重要です。

こうした課題や問題の解消へ向け、外国人転入者や永住者が安心して快適な暮らしをできるようにするための取組や、多様な文化や価値観を尊重する意識の高揚、国籍による差別の解消、悪質な差別的行為の防止と被害者の救済に努めます。

主な取組の方向	<ul style="list-style-type: none">● 学校教育において、交流や体験活動などを通じ、多文化共生について学ぶ機会を設けます。● 生涯学習、広報などを通じて、文化の多様性を知る機会を設けるなど、多文化共生社会の進展に努めます。● 日本語が不自由な児童・生徒に対する、学習支援の充実に努めます。● 在日韓国・朝鮮人に関する歴史的経緯などの正しい知識の周知に努め、差別や偏見の解消に努めます。● 従業員の採用に際し、国籍や出身地、性別、年齢、障がいの有無などによって不当・不公平な扱いがないよう、また採用後もすべての人が公平な条件で雇用されるよう、事業者等に働きかけます。(再掲)● 市が発信する情報について、多言語化に努めます。中でも災害や防災・防犯など生命に関わる情報については、日本語の不自由な人にも日ごろから十分に伝わるよう配慮します。● 市民と外国人住民との交流機会の充実に努めます。● 市民のメディア・リテラシーの向上に努めるとともに、不適切な情報発信等に気づいた場合は、国の関係機関などとも連携して、適切な対処に努めます。● 外国人に対する日本語教育の充実に努めます。● 日本人と外国人双方に「やさしい日本語*」講座を開催し、共通言語理解を推進します。
---------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(7) ハンセン病患者

ハンセン病患者（元患者も含む）に対する偏見を解消するため、本市ではかつての国立療養所（隔離施設）を訪問する人権バスツアーを実施したり、元入所者との交流の機会を設けたりするなどの取組を推進してきました。

こうした取組の一環として、県立北条高校放送部の生徒が、元患者の様子をラジオドキュメンタリーにまとめるなど、大きな教育的成果につながっています。

今後とも、ハンセン病に関する正しい知識の普及に努め、患者とその家族の人権が保障されるよう、広報・啓発活動を行います。

主な取組の方向	<ul style="list-style-type: none">● ハンセン病は感染力が弱く、感染しても短期間で治癒するものであることなど、ハンセン病に対する正しい知識の普及に努めます。● ハンセン病の歴史学習などを通じ、ハンセン病に対する偏見を解消するとともに、人権意識全般の高揚につながるよう、広報や啓発に努めます。
---------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(8) その他の感染症

新型コロナウイルス感染症の拡大は、国民の間に多くの意見の対立や分断を生みました。例えばワクチン接種の効果や接種すべきかどうかといった点についても意見の相違があり、双方が批判し合うといった現状が見られます。

また、インターネットやSNS等を通じて医学的に誤った情報が拡散し、それが新たな対立を生むといった状況も見られます。

こうした状況はコロナ禍が収まったとしても直ちに解消されることは困難であると考えられるため、長期的な対応が必要です。

このため、令和3年4月に制定した「加西市感染症の影響を受ける市民等の人権擁護に関する条例」に基づき、感染症の影響を受ける市民等の人権を最大限に尊重するとともに、正しい知識の普及に向け、広報や教育活動等を継続的に行います。

また、HIVの感染拡大は、正しい感染予防知識を身に付け、それを実践することで大部分が防げるものであることから、学校教育においては感染予防に向けた学習を学齢に応じて実施するほか、市のホームページや広報、講演会やイベント等さまざまな機会を通じて啓発に努めます。

主な取組の方向	<ul style="list-style-type: none">● 学校教育や生涯学習、広報等を通じて、新型コロナウイルスとその感染症について、正しい知識の周知に努めます。● 新型コロナウイルス感染症に関し、差別的な扱いを受けた人に対する相談支援体制の充実に努めます。
---------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

主な取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症の影響で、経済的に困難な状況にある人に対する支援の充実に努めます。 ● 学校教育や生涯学習等を通じ、HIVの感染予防に向けた正しい知識の普及に努めます。 ● HIV感染者やエイズ患者に対する差別や偏見の解消に向け、正しい知識の普及に努めます。
---------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(9) インターネットによる人権侵害

人権課題全体に共通する問題として、インターネット社会における人権侵害があげられます。インターネットには、匿名で書き込みができる電子掲示板やコメント欄、不特定多数に向けて誰でも自由に情報発信ができるサイトなどがあり、科学的に誤った情報や他人を誹謗中傷する表現、差別を助長する表現、個人情報の漏洩等が安易に行える環境となっています。

このため、憲法の保障する表現の自由には十分配慮した上で、人権侵害に該当する悪質な事案に対しては、適切な対処が必要となっています。

また、インターネットを活用する際の危険性の周知や留意点、マナーやエチケット、万一被害に遭った場合の対処法などについて、広く周知することが重要となっています。

本市においても、インターネット社会が抱える危険性と正しい取り扱いに関する知識の周知に努めるとともに、深刻な人権侵害については、関係機関と連携しながら、適切な対処を行います。

主な取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育や生涯学習、広報などを通じて、インターネット上の誤った情報や偏った情報などに惑わされず、正しい情報を見極める力を養えるよう、教育や啓発に努めます。 ● 情報化の進展が社会にもたらす影響について周知し、情報発信・活用における個人の責任やモラル等についての理解促進に努めます。 ● インターネットやSNS等を通じた深刻な人権侵害事案が発覚した場合は、国や関連機関などとも連携し、サイトの運営者やプロバイダー*に対して削除を要請するなど、課題解決に向けた対処に努めます。 ● 市における個人情報をはじめとした情報の取り扱いについて、ルールを定めて厳格に管理します。
---------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(10) 性的少数者・性の多様性

近年、全国的に大きな課題となっている性的少数者の人権については、一定程度の理解が進んでいると考えられますが、性的少数者を揶揄・嘲笑するような表現や発言が、さまざまなメディアや日常の会話等で今なお見られるのが現状です。

このため、性的少数者に対する差別や偏見を解消するための啓発に努めるとともに、相談支援体制の充実を図ります。

主な 取組 の 方向	<ul style="list-style-type: none">● 性の多様性や性的少数者について理解が深まるよう、市のホームページや広報、講演会やイベントなどを通じ、啓発に努めます。● 性的少数者の人権侵害について、相談支援体制の充実に努めます。
---------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(11) その他の人権課題

刑を終えて出所した人や犯罪被害者、北朝鮮拉致被害者、アイヌの人々、難病患者の人たち、ホームレスの人たちなど関する人権課題や、今後新たに発生が考えられるさまざまな人権課題に関し、当事者の人権が保障されるよう。人権意識全般の高揚に努めるとともに、多文化共生社会の実現に向けた取組を推進します。

主な 取組 の 方向	<ul style="list-style-type: none">● 刑を終えて出所した人や犯罪被害者、北朝鮮拉致被害者、アイヌの人々、難病患者の人たち、ホームレスの人たちなどのさまざまな人権課題について、正しい歴史や社会情勢・背景等の認識が深まるよう、学校教育や生涯学習、広報などあらゆる機会を通じて、啓発に努めます。● 新たな人権課題が発生していないか、社会動向全般に留意するとともに、日ごろの業務や市民との交流などを通じ、継続的な情報の収集に努めます。
---------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



8 指針の推進にあたって

すべての人の人権が保障されたまちづくりを目指すには、行政のみならず、市民や企業など、あらゆる主体が一体となり、人権教育・啓発に取り組むことが必要です。

また、個別の人権課題に対する取組においては、当事者自身の意見やニーズが反映されるよう、当事者の参画と協働が重要となります。

さらに、指針がどのように具体化され、成果を上げたのかを評価し、常に効果的な取組を推進できるよう見直すとともに、社会状況の変化等にともない発生する新たな人権問題に対応することも求められます。

これらを踏まえ、本指針の推進に関し、以下の各点に留意し、本指針が、真に市民の人権が尊重され保障されたまちづくりの基盤となるよう努めます。

(1) 庁内の推進体制

①市職員・教職員に対する人権教育の推進

人権施策を推進するためには、すべての市職員及び教職員が、高い人権意識を身に付ける必要があります。

このため、市職員・教職員に対する人権教育や啓発を定期的・継続的に実施し、その人権意識の高揚を図るとともに、人権を尊重して業務を行うよう指導に努めます。

②指針の共有及び行政計画への反映・整合

本指針に基づく具体的な施策の推進には、全庁で本指針の方向性を共有し、すべての施策にこれを反映させる必要があります。

このため、最上位計画である「加西市総合計画」をはじめ、さまざまな個別計画においても、本指針の方向性が反映されるよう留意し、それぞれの整合を図ります。

③個別事案への適切な対処

人権侵害にかかる問題が発生した場合は、問題の解決を図るとともに、迅速な保護・救済措置に努めます。本市単独で解決が困難な場合は、国や県の人権救済機関や関連機関・団体との連携・協力により、解決を図ります。

(2) 市民・地域との連携

①市民への情報提供

市民の自主的な学習活動や、地域住民主体の活動の促進を図るため、公民館や図書館など、さまざまな社会教育施設等と連携しながら、人権に関わる情報の提供に努めます。

②ネットワークの形成と強化

行政をはじめ、人権問題に関わる取組を企画立案し実施している機関や団体、地域福祉や教育に関わる機関や団体、さらには地域社会を支える自治会、区長会、婦人会など、さまざまな主体と連携してネットワークを形成・強化し、地域全体で困難な状況を抱えている人を支え合う地域共生社会の実現を目指します。

また、情報の共有やイベント・啓発活動の共同開催、人材・施設の共同活用などを通じて効率的・効果的な具体策の推進を図ります。

③企業・事業者との連携

企業や民間事業者等に対し、さまざまな人権に配慮した組織運営が行われるよう、啓発や情報提供を行います。

また、自主的な人権教育・啓発活動の充実を促すとともに、その実施を支援し、適切な助言や情報提供等に努めます。

(3) 指針の評価・検証

本指針が有効に機能するため、また変化する人権状況に適切に対処するため、「加西市人権教育・啓発推進懇話会」において、専門的見地や市民の立場での意見を定期的に聴取し、具体的な施策へ反映します。

また、庁内各課に対するヒアリング調査を定期的実施し、指針の評価・検証を行なった上で、PDCAサイクル*に基づく推進方針の見直しを行います。

さらに、さまざまな個別計画策定時に実施する市民意識調査などを活用して市民の人権意識の動向等を分析し、必要があれば、期間中であっても本指針の見直しを行います。

参考資料

(1) 用語解説

ア行

●アムネスティ・インターナショナル

昭和36年(1961年)に発足した世界最大の国際人権NGO(非政府組織)。国連との協議資格を持つ。信念や信仰、人種、発言内容、あるいは性的指向を理由として囚われている人びと(良心の囚人)を支援、救済する運動からはじまり、現在は難民の保護・救済活動や死刑の廃止・人権擁護などを啓発する運動も行っている。

●医療モデル

障がいや、疾病や外傷などにより生じた「個人的な問題」として捉える考え方。この考えでは、障がいのある人の課題解決には、当人に対する医療的な治療が必要であることとなる。これに対し、障がいのある人の生きにくさは社会に起因しているという考え方を「社会モデル」という。(「社会モデル」の項も参照)

●インクルーシブ教育

障がいのある人とない人がともに学ぶ仕組みのこと。インクルーシブ教育においては、同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに対する的確な指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要となる。インクルーシブ(inclusive)には「包括的な」という意味がある。

●SNS(エス・エヌ・エス)

Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略で、人と人との交流を促進するためのインターネット上のサービスのこと。LINE(ライン)、Instagram(インスタグラム)、Facebook(フェイスブック)、Twitter(ツイッター)などがある。

●SDGs(エス・ディー・ジーズ)

Sustainable Development Goalsの略で、日本語では「持続可能な開発目標」と訳される。国連加盟193か国が平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの15年間で達成するために掲げた目標で、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された。17のゴール(目標)と169のターゲット(より具体的な目標)から構成されており、「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

●LGBTQ+（エル・ジー・ビー・ティー・キュー・プラス）

「Lesbian」（女性の同性愛者）、「Gay」（男性の同性愛者）、「Bisexual」（両性愛者）、「Transgender」（身体の性と心の性が一致しない人）、「Questioning」（自分の性別がわからない人や意図的に決めていない人、決まっていな人）の頭文字をとったことばで、多様な性のあり方を表すことばの一つ。さらに多様な性のあり方も含むという意味で、最後に「+」を加えている。LGBTなどということもある。

力行

●後天性免疫不全症候群（エイズ）

ヒト免疫不全ウイルス（HIV）に感染することによって、人間に本来備わっている抵抗力（免疫）が、正常に働かなくなることによって発症するさまざまな病気（症候群）の総称。（「ヒト免疫不全ウイルス」の項も参照）

サ行

●ジェンダーギャップ指数

世界経済フォーラムが毎年公表している、各国の男女間格差を数値化したもの。「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野のデータから作成される。令和3年（2021年）の日本のスコアは156か国中120位で、先進国中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果となっている。中でも「経済」と「政治」における順位が低くなっている。

●社会モデル

障がいをも、「社会的な問題」として捉える考え方。例えば車いすを必要とする人が移動に不便を感じるのは、当人ではなく段差や急坂などがある社会に問題があるとする考え。この場合、段差を解消したりエレベーターを設置したりするなど、社会のあり方を変えることで問題が解決できることになる。（「医療モデル」の項も参照）

●就労支援専門員

障がいのある人の就労に向けて必要な技能の修得などを支援したり、就職後の職場定着を図るための相談・援助などを行ったりする人のこと。

●スクールソーシャルワーカー

悩みや問題を抱える児童・生徒を支援するため、学校や家庭など、子どもたちを取り巻く環境へ働きかけたり、関係機関等との連携・調整を行ったりする人のこと。主として児童・生徒の心の問題を解決するスクールカウンセラーとは役割が異なる。

●性自認

自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念。「心の性」と呼ばれることもある。

●成年後見制度

認知症の人、知的障がいや精神障がいのある人などの権利を擁護するため、家庭裁判所に選任された成年後見人などが、本人に代わって財産の管理や契約行為などを行う制度のこと。

●世界経済フォーラム

世界の経済、政治、学問などのリーダー的な立場の人々が連携し、世界や地域、産業などの課題解決を図ることを目的とした国際的な非営利団体。スイスのダボスで開催される年次総会は、「ダボス会議」としてよく知られている。

●セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的ないやがらせ行為のこと。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所でのわいせつな写真の掲示など、さまざまなものが含まれる。略して「セクハラ」ということもある。妊娠や出産を理由に相手に不愉快な発言をしたり、解雇など不当な扱いをしたりする「マタニティ・ハラスメント（マタハラ）」を、セクシュアル・ハラスメントに含むこともある。

夕行

●多文化共生社会

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

●男女共同参画社会

「男女共同参画社会基本法」では男女共同参画社会について、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」と定義されている。

●地域共生社会

制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画しつながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがいなどを地域でとらえていくこと。高齢化や人口減少を背景に、かつて地域に存在した支え合いの機能が希薄化していることから、地域共生社会の再構築が重要な課題となっている。

●地域包括ケアシステム

要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制のこと。

●ドメスティック・バイオレンス（DV）

Domestic Violence のこと直訳すると「家庭内の暴力」となるが、「DV防止法」では、「配偶者や生活の本拠をともにする（または、ともにしていた）交際相手からの暴力」のこととされている。一般には恋人など親密な関係にあるパートナー間での暴力を含めることもある。暴力には、身体的な暴力だけでなく、精神的な暴力や性的な暴力なども含まれる。結婚していない恋人同士などカップル間での暴力を「デートDV」ということもある。

八行

●パワー・ハラスメント

職場での上下関係など職務上の地位や、人間関係などの優位性を背景に、相手に精神的・身体的な苦痛を与えるような発言や行為のこと。略して「パワハラ」ということもある。

●ハンセン病

「らい菌」と呼ばれる細菌に感染することによって、皮疹や末梢神経障害を引き起こす病気のこと。日本では年間数人程度しか新たな発症者はおらず、完全に治すことが可能な病気だが、かつては「らい予防法」に基づく患者の強制隔離が行われるなど、患者や家族は無知や誤解・偏見による苦しみを強いられた。「らい予防法」は平成8年に廃止され、その後、国家賠償請求が認められた。

●PDCAサイクル（ピー・ディー・シー・エイ・サイクル）

Plan（計画）、Do（実行）、Check（検証）、Action（改善）を繰り返すことで、計画などをより現状に則した実効性のあるものに見直していく取組のこと。

●ヒト免疫不全ウイルス（HIV）

Human Immunodeficiency Virus のこと。HIVは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳のなかに存在し、性行為、母子感染、注射器のまわし打ちなどの血液感染によって感染する。HIVは免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖する。免疫力が低下すると、さまざまな感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなる。（「後天性免疫不全症候群」の項も参照）

●フェーズ

「段階」や「区切り」などの意味があり、計画の進捗過程を区切る場合に「第1フェーズ」（第1段階）などのように使われる。

●プロバイダー

コンピュータなどの通信機器で使用する回線を、インターネットとつなげる役割を担う接続事業者のこと。

●ヘイトスピーチ

特定の国の出身者であることや、その子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするような言動のこと。例えば、特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく一律に排除・排斥するようあおり立てるものや、特定の国や地域の出身者を著しく見下すような言動などが該当する。「ヘイトスピーチ解消法」は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動は許されない」と宣言している。

マ行

●無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）

自分自身で気づいていない、偏ったものの見方や捉え方、根拠のない思い込みなどのこと。国籍や民族、人種、宗教、出身地、性別、年齢などさまざまな要素を理由に、根拠のない決めつけをすること。

●メディア・リテラシー

テレビ、新聞、雑誌、ラジオ、インターネット等のメディア（情報発信媒体）の特性や利用方法を理解し、情報の正誤や適正・不適正を正しく判断して活用する能力のこと。

ヤ行

●やさしい日本語

難しいことばを言い換えるなどして、外国人にもわかりやすく配慮した日本語のこと。平成7年の阪神・淡路大震災において、日本語も英語も十分に理解できず必要な情報を受け取ることができない人がいたことから考案された。平時における外国人への情報提供手段としても研究され、さまざまな分野で取組が広がっている。

●ユニバーサルデザイン

障がいのある人や高齢者に限らず、あらゆる人にとって分かりやすく、使いやすく考案されたデザインのこと。バリアフリーが障壁を取り除くという意味であるのに対し、はじめからできるだけ多くの人を使いやすいデザインを考え、実現することをいう。「ユニバーサル」には「普遍的な」という意味がある。

ワ行

●ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択し、充実した人生が実現できること。

(2) 日本国憲法 (抄)

昭和 21 年 11 月 3 日公布

昭和 22 年 5 月 3 日施行

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

- ② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- ③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- ④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- ② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- ③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- ② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- ② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- ② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- ② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

② 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第三十七条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

② 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

③ 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

② 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

③ 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第三十九条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第四十条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

(3) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日

法律第 147 号

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

(4) 世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国

とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たっては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪と

されることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなけ

なければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

(5) 加西市人権教育・啓発推進懇話会設置要綱

平成 19 年 6 月 1 日

訓令第 26 号

(設置)

第 1 条 人権教育・啓発の推進について、広く意見を求めるため、「加西市人権教育・啓発推進懇話会」(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 懇話会は、次の事項について審議する。

- (1) 人権尊重の理念に関する理解を深めるための教育及び啓発に関する指針(以下「指針」という。)の策定及び指針に基づく施策の推進に関すること。
- (2) その他人権尊重のための施策に関すること。

(委員)

第 3 条 懇話会は、15 名以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内の主要な組織・団体の役員或いは委員
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、任命された日の属する年度の末日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは延長することができる。

(座長)

第 4 条 懇話会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、懇話会を総括する。
- 3 座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

(懇話会の開催)

第 5 条 懇話会の会議(以下「会議」という。)は、座長が招集する。

2 座長は、必要に応じて、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(謝金)

第 6 条 委員が会議その他の懇話会の職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

(旅費)

第7条 構成員が懇話会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、加西市職員等旅費条例（昭和42年条例第39号）の規定により行政職8級の職にある者に対して支給する額に相当する額とする。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、ふるさと創造部人権推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日訓令第14号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月31日訓令第38号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(6) 加西市人権教育・啓発推進懇話会委員名簿

(順不同・敬称略)

委員名	役職名	備考
高橋 晴彦	加西市区長会副会長・西高室区長	座長
和田 幸司	姫路大学教育学部こども未来学科教授	座長職務代理者
玉田 啓子	加西市連合婦人会理事	
山下 正和	加西市老人クラブ連合会	
藤原 小夜子	加西市民生委員・児童委員協議会副会長	
竹内 弘行	加西市人権教育協議会会長	
蓬菜 和裕	加西市社会福祉法人連絡協議会代表	
森川 育夫	加西市連合PTA会長	
山本 純子	北播人権擁護委員協議会加西部会	
小川 ひとみ	加西市人権啓発員	
森井 和喜	加西市商工会議所事務局長	
植田 正吾	加西市教育委員会事務局 教育部長兼主任指導主事	

加西市人権教育及び啓発に関する推進指針

(第3版 令和4年度～令和13年度)

発行年月／令和4年3月

発行者／加西市ふるさと創造部人権推進課

〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾 1000 番地

TEL : 0790-42-1110 (代表) FAX : 0790-43-1380